

海外だより

ニューヨークから見た日本の生保破綻

ニューヨーク事務所 大久保 亮

はじめに

「傍目八目」という言葉があるように、その渦中にある当事者には見えにくいものが外からはよく見えるということがあ

る。ニューヨークに居住する筆者には、日本の生保破綻で求められている業界負担の巨額さと、それにもかかわらず負担の更なる上積みの可能性が払拭されないことが、不思議に思えてならない。

日産生命（破綻時資産規模約 2 兆円）、東邦生命（同約 3 兆円）の破綻は、紛れもなく世界史上最大規模の生保破綻である。91 年に破綻した米国のミューチュアルベネフィット、エグゼグティブライフの資産規模は、両社とも日本円に換算して 1 兆円台であった。

日産・東邦の二社の破綻により、日本の生保業界は、支払保証制度を通じて 5,900 億円もの負担を強いられた。米国の支払保証制度の賦課金累計額 45.6 億ドル（97 年末）を既に超えたことになる（かつ後述するように、米国には賦課金の州税との相殺の制度があり、実質的な負担はこれよりは

るかに小さい）。

さらに、東邦生命の破綻処理をうけ、現在の支払保証制度である生命保険契約者保護機構の累計負担上限額は、昨年 12 月に 5,600 億円に引き上げられた。公表された東邦生命への資金援助額 3,600 億円を拠出した後に、新たに破綻が生じれば、さらに 2,000 億円の業界負担が求められるわけである。

これとほぼ同時に公表された金融審議会第二部会報告で、債務超過前処理の原則や会社更生法の適用、生保契約先取特権の導入など破綻処理の枠組が整備されたことは評価できるが、今後の破綻処理費用が 2,000 億円を超えた場合の公的資金投入の不確実性や、健全生保の更なる負担増の可能性も懸念されている。

1. 米国では公的資金を実質的に投入

昨年 12 月 16 日の朝日新聞は、「欧米では公的資金の仕組みなし」と報じているが、米国では実質的には公的資金が投入されている。

—昨年 10 月の I A I S（国際保険監督

官協会) 年次総会の支払保証制度パネルにて、破綻生保の契約者保護のための財源を健全生保に負担させることの是非をめぐる議論がなされた。このとき米国代表は、「米国の支払保証制度では、一般に、賦課金の実額が州税と相殺されており、実質的な負担は全納税者に転嫁され、健全会社の財政上の負担にはならない」と明言した。

NOLHGA(全米生命健康保険支払保証機構)のレポートによれば、全米50州のうち41州で、賦課金を州税と相殺している。州によって異なるが、5年間にわたり賦課金の20%を州への納税額から控除する方式が、NAIC(全米保険監督官協会)推奨のモデルであり、一般的である。この場合、経営が健全で十分な税金を州に納めていけば、生保会社の実質負担はゼロとなる。

なお、米国の事例として日本でよく引用されるニューヨーク州では、「過去15年間累計の全社の賦課金が1億ドルを超える場合にのみ、1億ドルを超える部分の8割を限度に州税と相殺する」とあり、やや限定的である。ただし、破綻の回避や損失を生じない形での会社売却などの努力により、

支払保証制度が発動されたのは、85年の新法施行以来、わずか1社(3,750万ドル)のみである。

2. 欧州における支払保証制度

これまで生保の破綻が300社を超え、むしろ破綻を前提に制度が作られている感のある米国に比べ、欧州ではまだまだ破綻はあってはならない出来事である。しかし近年になり、生保事業の信頼を確保する観点から、生保会社が賦課金を拠出する支払保証制度の必要性が認識され、整備が進み始めた。

97年に初の生保破綻が発生したフランスでも、昨年、生保の支払保証基金が発足した。賦課金は、累計で保険契約準備金の0.05%であり、半分が基金に拠出され残り半分は生保会社内に留保される(実際の破綻が起こった段階で基金に拠出する)。基金への拠出がなされた時点でその4分の1が法人税と相殺される。これで不足する場合は、同額まで基金が各生保会社から借入れることが認められる。これは6年以内に返済義務のある借入金で、カナダにも類

図表-1 各国の支払保証制度(契約者保護機構)の比較

国	日本	米国 (NAIC)	英国	フランス	韓国
現制度発足	1998.12 設立 1999.12 改正	1970年 モデル法制定	1975年設立 1997年改正	1999年設立	1998年設立 2000年改正
被保険者毎の保証限度	責任準備金の90% (2001年3月までは経過措置あり)	保険金30万ドル 責任準備金10万ドルまで	適正な基礎率で再計算した上で 保険金90%まで	責任準備金40万FFまで 後は可能額按分	2000年末まで全額以降、責任準備金2000万ウォンまで
拠出対象	生保会社	生保会社	生保会社 有責募集人	生保会社	生保会社
拠出方法(管理費を除く)	事前拠出	事後拠出	事後拠出	事前拠出	事前拠出
年間賦課金の上限	全社計で460億円 累計で5600億円	直前3年平均 収入保険料×2%	前年収入保険料×1%	累計で保険契約準備金×0.05% ローン拠出 同額	収入保険料×0.15% に格付等を考慮
公的資金の投入(納税者負担を含む)	2003年3月までに破綻処理費用の累計が5600億を超えた場合財政措置が可能(4000億限度)	賦課金支払後、5年間20%ずつ税額控除 ※41州に規定		拠出分の1/4を税額控除	賦課金が不足する場合には公的資金を投入

似の制度がある。

英国には 75 年から支払保証制度があるが、97 年に、賦課金（事後拠出）の分割払を認め、英国内で営業する他国の保険会社をも対象とする改正を行った。なお興味深いことに、英国では、生保会社だけでなく、直前 2 年間に一定基準以上の収入を得たブローカーや代理店にも、有責募集人として賦課金を課している。

一方、ドイツでは、健全会社の契約者に負担を強いることへの抵抗が強い。「私人である健全な生保会社の契約者が、公共の利益の名の下に無関係の破綻生保の責任をとるのは私有財産権の侵害で、違憲の疑いがある」という学説もあり、支払保証制度は存在しない。

フランス保険長官も、不公平な財源負担、経営者のモラルハザードを指摘し、支払保証制度は『必要悪』であると断言する。同長官は、前述の I A I S のパネルで、仏語圏アフリカの生保破綻処理に協力した経験から、「1 社を救うために他社の救済を求めれば、両社とも破綻してしまうという状況に出くわしたことがある。これには、破綻処理の公正さを考える上で、発展途上国の特殊な例として片付けられない示唆がある。」と語っている。

3 . 支払保証制度よりも破綻の未然防止

支払保証制度の有無を問わず、あくまで力点は、破綻後の処理ではなく破綻の未然防止に置かれる。巨額の債務超過を回避する観点からは、実勢金利に対して予定利率が高すぎて経営を圧迫するケースなどは、リスク管理上問題があるとされる。

ドイツでは、過去 10 年間の新発国債利回り平均値の 60% を新規契約の予定利率の上限としているが、運用利回りがこれを下回る場合、数理人は更に低い予定利率を用いなければならない。また、含み益が潤沢にあるため前例はないが、保険法上、契約者のために破綻を回避する目的であれば、既契約の予定利率引下げが許される。

また英国では、「状況が著しく悪化した場合に、約定利率を変更する可能性がある」という約款条項の効力を、消費者保護ルールを明確化した上で認めるなど、将来の逆鞘の発生を未然に回避するための努力がなされている。

一方フランスでは、一定の条件を満たす商品を税務上優遇する税制改正を実施した。この中には、例えば資産の一定割合以上を株式に投資する生保商品を非課税とする条項を含む。この改正は生保の破綻回避が目的ではないが、過去の契約から税制上優遇される新商品に転換して、税制メリットを享受することを認めている。各社の大々的なキャンペーンもあり、保証利率の高い旧商品から保証利率をもたない新商品への切替が進み、一部の生保会社の財政が改善したとされる。保証利率がなくなるという負の要素を、税制メリットという形で変則的に補填するスキームであり、間接的な公的資金の投入といえるかもしれない。

4 . 画期的な韓国の支払保証制度改革

ニューヨークにいと、韓国の情報もよく入る。日本ではあまり報道されていないようだが、韓国では、日本を上回るスピー

ドで、市場の開放や業態の垣根の撤廃などの金融制度改革が実施されている。その一環として、2000年1月より生保の支払保証制度の改革が施行された。財務上も健全とみられていた業界第3位の大韓生命の破綻は、改革の緊急性を世論が納得するのに十分なインパクトがあったようである。

韓国の支払保証制度は1998年4月より、預金保険公社に統合され、銀行、保険会社、証券会社など業態毎に区分経理されている。拠出金は事前積立で、毎年一定額が保険会社から徴収されるが、銀行と平行に、公的資金の投入が可能な仕組みとなっている。大韓生命の債務超過額は事前積立の残高を大きく上回る規模であったが、信頼の確保という大義名分の下、韓国政府は公的資金をさっさと投入した。これは大手銀行であった第一銀行やソウル銀行の破綻処理の延長線上にある。大韓生命の他にも、6社以上が次々に破綻し、監督庁は公的資金投入を要請した。売却交渉は難航したが、1社は一時国営化された大韓生命が買収した。

このような危機的な状況から生保経営の透明性を求める声が高まる中、政府による4段階の本格的な格付制度が導入された。判断基準は、ソルベンシー60%、経営能力20%、リスク管理能力20%とされる。

ここで特筆すべきは、各社から徴収する支払保証制度の賦課金について、この格付に基づく係数を乗じることとした点である。賦課金は会社にとっての保険料と同じであり、リスクの高い会社ほど多く徴収すべきとの考え方によるもので、米国の預金保険制度の料率決定方式とよく似ている。

これには、健全な会社の契約者の不公平

感を緩和すると共に、安全ネットの存在が生保会社の経営健全性向上への努力を阻害しないように、との配慮があるようだ。

おわりに

昨今は、洋の東西を問わず、競争原理、イコルフットイング、透明性確保がキーワードとなっており、これらの原則にマッチした生保会社の破綻処理のしくみを確立することは、日本版ビッグバンの成功への不可欠な要素であるといえる。

本稿に紹介したいいくつかの海外における工夫には、健全会社の負担を軽減し、破綻を未然に防ぐヒントがあるように思われる。

さて、日本最大の生保は、いまや総資産100兆円を超え、収入保険料シェア32.5%を誇る簡保である。しかし簡保は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」）の枠外であり、1銭の負担もしていない。

仮に、逆鞘や投資の失敗などで簡保の経営が破綻した場合は、簡易生命保険法第3条により保険金・年金の支払は全額保証される（おそらく公的資金が投入されることになる）。いかにも競争条件を失しているといわざるを得ない。

ちなみに、簡保以外では先進国唯一の大手国営保険会社であったフランスのCNPは、欧州市場統合を背景に民営化を進めている。国家による保険金全額支払保証は91年8月契約以降廃止され、新設された支払保証基金にも参加した。

一方、日本で営業している欧米の生保会社は保護機構に加入している。米国外で業務を行なっている米国保険会社の団体で

ある I I C (国際保険評議会) は、今回の生保業界の追加負担の問題について、「健全会社に負担をしわ寄せすべきではない」との声明を、昨年 12 月に発表した。

日米保険協議に基づき、日本側が料率の自由化などの約束を着々と実行する中、日本側の協定違反を理由に、第三分野の開放を遅らせようともくろむ米国側の主張は、保護機構を通じた業界負担の不透明性と簡保問題にほぼ絞られてきている。

保護機構の負担や簡保との競争条件の不公平は、米国保険会社だけの問題ではなく、これを日米交渉の材料とするのは不当であると思うが、万一、これを理由に第三分野の自由化が遅れるような事態になれば、国内生保にとっては、まさに踏んだり蹴ったりである。

- ・ 本レポート記載のデータは各種の情報源から入手、加工したものですがその正確性と完全性を保障するものではありません。
- ・ 本レポート内容について、将来見解を変更することもありえます。
- ・ 本レポートは情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。なお、ニッセイ基礎研究所に対する書面による同意なしに本レポートを複写、引用、配布することを禁じます。

Copyright © ニッセイ基礎研究所 1996 All Rights Reserved